

原 安 第 270 号
令和元年(2019年)7月9日

「原発をなくそう!九州玄海訴訟」原告団
団長 長谷川 照 様
「原発をなくそう!九州玄海訴訟」弁護団
幹事長 東島 浩幸 様

佐賀県知事 山口 祥義

質問状に対する回答について

2019年6月28日付けで提出のあった質問状については、別紙のとおり回答します。

2019年6月28日付け質問状への回答について

質問事項(1)

県民説明会の開催について、九州電力や原子力規制委員会に対し、具体的かつ積極的な働きかけをいつまでにおこなうのかを示して頂きたい。

質問事項(2)

事前了解の是非の判断より前に、県民説明会の開催をすべきと考えるが、如何か。

(答)

特定重大事故等対処施設は、法令で設置が義務付けられているテロ対策の施設であり、原発の安全性・信頼性向上のための施設です。

- そうした施設であっても、県としては安全協定に基づく事前了解手続きの対象とし、原子力安全専門部会を開催して専門家のご意見も伺うなど、丁寧なプロセスも経て事前了解の判断を行うこととしています。

去る6月17日の県議会における県民環境部長の答弁(「県民に対する特重施設の説明につきましては、事業者である九州電力や審査を行った原子力規制委員会においてわかりやすく丁寧な説明を行っていただきたいと考えております。」)は、県民への説明についての考えを申し上げたものであり、その具体的な方法について述べたものではありません。

県民への説明については、これまで原子力規制委員会では、ホームページに特重施設に係る審査状況や公開可能な資料の掲載、九州電力では申請概要等のホームページへの掲載のほか、地域住民への訪問による理解活動等を行っていると聞いています。

- また、発電所周辺地域の各種団体や住民などが参加する、県主催の佐賀県原子力環境安全連絡協議会において、九州電力が特重施設の概要等について説明をしているところです。
- 原子力発電に関しては、県民への情報提供がしっかり行われるべきだと考えており、今後とも、原子力規制委員会や九州電力に対し、県民にわかりやすく丁寧な説明を求めて行きます。

質問事項（３）

もし九州電力や原子力規制委員会が県民説明会を開催しないとなった場合、判断するに十分な条件は満たされたとはいえないことから、判断そのもの
はできないと考えるが、如何か。

（答）

特定重大事故等対処施設は、法令で設置が義務付けられているテロ対策の施設であり、原発の安全性・信頼性向上のための施設です。

- そうした施設であっても、県としては安全協定に基づく事前了解手続きの対象とし、原子力安全専門部会を開催して専門家のご意見も伺うなど、丁寧なプロセスも経て事前了解の判断を行うこととしています。
- 原子力発電に関しては、県民への情報提供がしっかり行われるべきだと考えており、今後とも、原子力規制委員会や九州電力に対し、県民にわかりやすく丁寧な説明を求めて行きます。